

第2次答申及び第2次方針の策定に向けた今後の対応について

— 第2次答申等の策定に向けた小委員会の設置について —

1 設置目的

(1) 第2次答申の素案及び案づくり

令和5年5月25日付け5飯教学第251号で飯田市教育委員会から当審議会宛に発出された「飯田市の学校を取り巻く教育環境の変化への対応に必要な方策について（諮問）」のうち、継続審議となっている「飯田市立小・中学校のこれからの配置・枠組みのあり方について」に対する答申(いわゆる第2次答申)の素案及び案を策定することを目的とする。

(2) 第2次方針策定時のアドバイザー

あわせて、答申後に想定される「飯田市立小・中学校のこれからの配置・枠組みのあり方」に関する方針(いわゆる第2次方針)の策定段階における事務局へのアドバイザーを目的とする。

2 設置期間

本日の審議会での決定をもって設置とし、第2次答申の発出を経て第2次方針が発出(令和8年度末予定)されるまでの間を活動期間とする。

3 位置付け

本小委員会は、本審議会の下部組織に位置付け、飯田市これからの学校のあり方審議会条例(令和5年条例第17号)第6条に規定された会長を委員長、副会長を副委員長とする。

小委員会のメンバーは、委員長が指名することとし、上記目的を達成するための作業を進めることとする。